

療担規則

(経済上の利益の提供による誘引の禁止)

第2条の4の2

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

留意事項通知

第1 経済上の利益の提供による誘引の禁止に関する事項（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）第2条の4の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）第2条の3の2及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。）第2条の4の2並びに第25条の3の2）保険医療機関及び保険薬局が、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療又は調剤を受けるように誘引することを禁止する。

今般の改正は、金品の提供が伴った患者の紹介により、過剰な診療が惹起されることを防ぎ、また、患者による保険医療機関の自由な選択を確保することを趣旨とするものである。従って、当該規定に基づく指導等を実施する場合は、金品を提供した事実とともに、その事実により患者の誘引につながるおそれがあるか否かについて留意する必要がある。具体的には、以下の①から④を参考にされたい。

①金品を提供し、患者の誘引を行っている場合とは、具体的に以下のような事例である。

(例) 事業者に対して診療報酬の額に応じた所定の金額を支払うこと等により、特定の同一建物居住者（建築基準法第2条第1項に掲げる建築物に居住する複数の者のことをいう。）の紹介を独占的に受けて、それらの者に対して、一律に訪問診療を行っている場合

なお、患者の紹介は、同一建物居住者以外の患者（自宅の患者）に関して行われる場合もあること。

②患者の誘引が行われているか否かについては、保険医療機関が有する診療録に添付された訪問診療の同意書、診療時間（開始時刻及び終了時刻）、診療場所又は診療人数等を参考とすること。

③金品の提供を受ける事業者には、患者の紹介を行う株式会社等の第三者だけでなく、①の同一建物を自ら運営する事業者やその従業員も含まれること。

④金品の提供は、保険医療機関と事業者の間で契約書に基づき明示的に行われる場合のほか、医療機関の土地賃借料に金額が上乗せされて提供される場合等、様々な方法により行われる場合があること。